

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧(二件)	(水産振興課)	二
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(警察本部会計課)	五
選挙管理委員会		
○同時選挙の期日		九
○同時選挙における投票及び開票の順序(二件)		九
○政治団体の届出		〇
○政治団体の届出事項の異動届		九
○政治団体の解散届		一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		一

ページ

告 示

- 資金管理団体の届出
 - 資金管理団体の届出事項の異動届
 - 政治団体の収支報告書の要旨の訂正(四件)
- 雑 報
- 地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十六年年度財務諸表の公告
 - 地方独立行政法人宮城県立こども病院平成二十六年年度財務諸表の公告

一
一
一
一
一

○宮城県告示第九百五十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十七年九月十七日次の者を指定した。

平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 和生	内 科	やもと内科クリニック	東松島市矢本字大溜三百二十五番地
土井 洋	眼 科	菅原眼科医院	石巻市新橋三番十一号
佐藤 和重	内外科 消化器科 消化器外科	医療法人社団常仁会 東泉堂病院	遠田郡涌谷町字追廻町七十番三号
伊関 雅裕	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
峰村 出	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
石田 雅嗣	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
池田 怜吉	耳鼻咽喉科	仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二百八号
小原 範之	内消化器科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地
永元 英明	整形外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号
池田 義弘	泌尿器科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

○宮城県告示第九百六十号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。
 平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
小犬丸貞裕	内呼吸器科	古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一番三号	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号

○宮城県告示第九百六十一号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
 平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
河原 正典	緩和ケア内科 疼痛緩和内科	医療法人社団爽秋会 岡部医院	名取市植松二丁目一番二十四号

○宮城県告示第九百六十二号
 県営河南4期地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
 なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 平成二十七年十月二十日

一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業変更計画書の写し
 二 縦覧期間
 平成二十七年十月二十日から平成二十七年十一月十八日まで
 三 縦覧場所
 石巻市役所及び石巻市河南総合支所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百六十三号
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十七年十月二十日から平成二十七年十一月三日まで縦覧に供する。
 平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 加入区 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦 覧 場 所
石巻市渡波字佐須三十三番 地二 須田 政吉 石巻地区加 石巻市沢田字沢田四十三番 入区 宮城県漁業協同組合 千葉 斌	石巻市開成一番二十七

○宮城県告示第九百六十四号
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十七年十月二十日から平成二十七年十一月三日まで縦覧に供する。
 平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

発起人の住所及び氏名 七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田四十八番地 齊藤 吉勝 七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊三十五番地 星 長一	加入区 七ヶ浜町加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合	縦覧場所 石巻市開成一番二十七
---	----------------	--	--------------------

○宮城県告示第九百六十五号
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一第三号の表株式会社秋田銀行の項中「県内」を「国内」に改める。
附則

この告示は、平成二十七年十月二十一日から施行する。
○宮城県告示第九百六十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
平成二十七年十月二十日

宮城県北部地方振興事務所
所 長 増 子 友 一

一 就任した者

就任年月日 平成二十七年十月四日	氏 名 小野寺 正行	住 所 遠田郡美里町荻塚字山王十六番地一	役職名 監 事
---------------------	---------------	-------------------------	------------

二 退任した者

平成二十七年十月四日	佐藤 純夫	大崎市田尻大沢字荒町四十三番地	監 事
平成二十七年十月四日	笠原 秀一	大崎市古川川熊字長清百四十二番地	監 事
退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年十月三日	小野寺 正行	遠田郡美里町荻塚字山王十六番地一	監 事
平成二十七年十月三日	佐藤 純夫	大崎市田尻大沢字荒町四十三番地	監 事
平成二十七年十月三日	笠原 秀一	大崎市古川川熊字長清百四十二番地	監 事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおはし薬局	石巻市大橋三丁目二一十五	平成二十七年十月一日
カメイ調剤薬局石巻山下店	石巻市錦町六一五十八	平成二十七年十月一日
つくし薬局名取増田店	名取市増田七丁目三三三	平成二十七年十月一日
そうごう薬局角田店	角田市角田字町百九十四一	平成二十七年十月一日
しぶや薬局宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四一五	平成二十七年十月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 X線テレビシステム 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十八年二月二十九日(月)
- 4 納入場所 宮城県立こども病院

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五)へ平成二十七年十月二十六日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより

あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二二二二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年十月二十六日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月二十六日（月）から平成二十七年十月二十八日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月二十八日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十七年十月三十日（金）午前九時から平成二十七年十一月二日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十七年十一月二日（月）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年十一月四日（水）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Fluoroscopy (X-ray Monitor) System (1 set)

2 Deadline for Delivery : February 29, 2016 (Mon.)

3 Place of Delivery : Miyagi Children's Hospital

4 Deadline for Bid : November 2, 2015 (Mon.), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan, Tel.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察ネットワーク接続機器賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力行団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ平成二十七年十一月二日（月）午後五時までに提出すること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 2 入札説明書等の交付期限
平成二十七年十月二十九日（木）午後五時まで
- 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十一月十六日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年十二月一日(火)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年十二月二日(水) 午後三時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and Deadline for Submitting Bid : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, November 30, 2015, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of Miyagi Prefectural Police Network System Connected Device - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 Conference Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, December 2, 2015, 3 : 00 p.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十七年十月二十日

一 入札に付する事項
1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借(W27) 一式
2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十七年十一月二日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―七二七一、内線二二三四）
平成二十七年十月二十九日（木）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十一月十六日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年十二月一日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十七年十二月二日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができる者
1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入

札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and Deadline for Submitting Bid : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, November 30, 2015, 5:00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 Conference Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, December 2, 2015, 10:00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2234

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十九号

巨理郡巨理町の議会議員一般選挙及び巨理郡山元町の議会議員一般選挙は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

○宮選管告示第百三十号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙及び巨理町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

一 投票の順序

1 宮城県議会議員一般選挙

2 巨理町議会議員一般選挙

二 開票の順序

同時

○宮選管告示第百三十一号

平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙及び山元町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は次のとおりとする。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

一 投票の順序

1 宮城県議会議員一般選挙

2 山元町議会議員一般選挙

二 開票の順序

同時

○宮選管告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出があった。

平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩佐たか子後援会	岩佐 恭悦	渡辺 誠	亘理郡山元町真庭字原九五―一	平成二十七年九月二十八日
大久保ちから後援会	大久保主計	大久保芳一	名取市手倉田字諏訪二八八―三	平成二十七年九月一日
岡崎哲也後援会	小野 森政	岡崎 春雄	伊具郡丸森町館矢間館山字東二七一―一	平成二十七年九月八日
佐々木敏雄後援会	佐々木敏雄	佐々木優子	遠田郡涌谷町涌谷字浦町前西四〇―三	平成二十七年九月十四日
高橋けい後援会	時田久仁夫	中村 市寿	加美郡加美町字矢越二七七―一	平成二十七年九月三日
竹中弘光後援会	八巻 昭	竹中 江子	遠田郡涌谷町字田町裏一七七―二	平成二十七年九月二日
三品彰夫後援会	三品 彰夫	三品 彰夫	岩沼市桜五一―三四	平成二十七年九月三十日

○宮選管告示第百三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日
自由民主党太白区支部	柿沼 敏万	代表者 柿沼 敏万	新	平成二十七年九月四日
自由民主党宮城県第四選挙区支部	伊藤信太郎	代表者 大谷津 篤	旧	平成二十七年九月一日
自由民主党利府町支部	永野 渉	代表者 羽川 喜富	新	平成二十四年七月二十七日

自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	愛知 治郎	代表者の氏名	庄子 雅大	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部	熊谷 大	代表者の氏名	足立 宏文	代表者 庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日		
愛知治郎後援会	愛知 治郎	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
石川光次郎後援会	松本 信一	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
石川りいち後援会	浜田 幸男	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
猪股洋文後援会	大山 匡	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
くまがい大後援会	菅井 茂	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
塩釜歯科医師連盟	郷家 敏昭	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
白ゆり会	鎌田さゆり	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
高橋光孝後援会	高橋 政則	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
千葉あさこ後援会	千葉阿佐子	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
宮城県商工政治連盟	阿部 忠雄	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
宮城県税理士政治連盟	青木 正	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
百井いと子後援会	門澤 正雄	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日
若生ひでとし後援会	若生 英俊	代表者の氏名	庄子 雅大	代表者 今野あゆみ	代表者 今野あゆみ	平成二十七年九月十四日

わたなべ忠悦後援会 亀井 達夫 主たる事務所 登米市迫町佐沼 平成二十七年九月五日
所の所在地 字大網八八一一 字大網五三四

○宮選管告示第百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

佐藤ひでお後援会 毛利 清美 平成二十七年七月三十一日

○宮選管告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤ひでお後援会

報告年月日 27. 6. 16 (27. 7. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

佐藤ひでお後援会

報告年月日 27. 9. 4 (27. 7. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者（代表者の氏名） 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

大庭 雅寛 宮城県議会議員 大庭まさひろ後援会 仙台市泉区八乙女二一六一二 平成二十七年九月十五日

高橋 卓誠 仙台市議会議員 高橋たくみ後援会 仙台市青葉区錦町一四一〇 平成二十七年九月十日

○宮選管告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

鎌田さゆり 白ゆり会 公職の種類 宮城県議会議員 衆議院議員 平成二十七年九月四日

○宮選管告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十一年宮選管告

示第百四十号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県商工政治連盟本吉唐桑支部の平成二十一年分収支報告書の要旨の

1 収入・支出の総額中

「(1) 収入総額 106,545円」を「(1) 収入総額 106,513円」に、

「イ 本年収入額 66,099円」を「イ 本年収入額 66,067円」に改める。

2 収入・支出の内訳の

(1) 収入の内訳中

「ア 個人の負担する党費又は会費 66,067円」を

「ア 個人の負担する党費又は会費 66,000円」に、

「イ その他の収入 32円」を「イ その他の収入 67円」に、

「10万円未満の収入 32円」を「10万円未満の収入 67円」に、

「合 計 66,099円」を「合 計 66,067円」に改める。

○宮選管告示第百四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十一年分及び平成二十二年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十三年宮選管告示第百五十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県商工政治連盟本吉唐桑支部の平成二十一年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 72,838円」を「1 収入総額 72,806円」に、

「前年繰越額 72,785円」を「前年繰越額 72,753円」に改める。

宮城県商工政治連盟本吉唐桑支部の平成二十二年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 40,342円」を「1 収入総額 40,310円」に、

「前年繰越額 40,328円」を「前年繰越額 40,296円」に改める。

○宮選管告示第百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十三年分及び平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第百四十一号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県商工政治連盟本吉唐桑支部の平成二十三年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 16,115円」を「1 収入総額 16,083円」に、

「前年繰越額 16,112円」を「前年繰越額 16,080円」に改める。

宮城県商工政治連盟本吉唐桑支部の平成二十四年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 10,487円」を「1 収入総額 10,455円」に、

「前年繰越額 10,485円」を「前年繰越額 10,453円」に改める。

○宮選管告示第百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県商工政治連盟本吉唐桑支部の平成二十五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中
「1 収入総額 35,487円」を「1 収入総額 35,455円」に、
「前年繰越額 10,487円」を「前年繰越額 10,455円」に改める。

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があつた。

平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その1

のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十六年度財務諸表を公告する。

平成二十七年十月二十日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 西 條 茂

○地方独立行政法人宮城県立子ども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十七年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その2のとおり地方独立行政法人宮城県立子ども病院平成二十六年度財務諸表を公告する。

平成二十七年十月二十日

地方独立行政法人宮城県立子ども病院

理事長 林 富